

国民年金 事案 93

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から52年3月まで

平成18年4月に、国民年金の納付記録を確認したところ、昭和55年4月ごろ、当時の特例納付制度により、夫が夫と私の分の保険料を20歳までさかのぼって一括納付したのに、私の分だけ未納となっている。同時に納付した夫の納付記録があるのだから、私の納付記録もあるはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で付されている上、夫の厚生年金保険加入期間を除き、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人及び夫は、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料を完納している上、納付したと主張する昭和55年4月は、特例納付の実施期間中で、未納分の一括納付が可能であり、申立金額は、未納分を一括納付した場合の金額とおおむね一致しており、一緒に特例納付したと申し立てている申立人の夫の保険料は、特例納付により納付済みとなっている。

さらに、申立人の親族から、当時、申立人の夫が申立人の分と合わせて保険料を納付したとする話を聞いたことがあるとの証言が得られているほか、当時、自宅にあった現金から保険料を納付したとする主張についても、関連資料として提出された金融機関の定期預金等の証書から、特例納付したと申し立てる時期に、納付する資力が十分にあったことが裏付けられるなど、申立人の夫の分とともに申立人の分の保険料も一緒に納付したという申立人及びその夫の供述は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年1月までの期間及び昭和53年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年9月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和50年12月から52年3月まで
②昭和53年1月

当時勤務していた会社を退職後、市役所で国民年金加入の手続を行い、昭和50年12月から保険料を納付し始めた。その後、52年2月から同年9月までは損保代理店になる研修のため勤務した会社で、厚生年金保険にも加入したが、短期間であるため国民年金の保険料もそのまま納付していた。以前、国民年金と厚生年金保険の重複期間の一部（52年4月から同年8月まで）について保険料の還付があったが、還付されたのは重複期間の一部であり、50年12月から52年3月までの期間と53年1月が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月25日に申立人の妹と連番で払い出されており、共に加入手続を行ったように記録されているが、申立人と妹は、いずれもそのような事実はないと主張しているところ、当該払出簿の前後の任意加入者の資格取得日が、払出日と相当期間の差がある者が多数判明したほか、妹の手帳には記号番号のシールが貼付されているのに対し、申立人の手帳には手書きで記載されていることなどを踏まえると、申立人と妹が同時期に加入手続を行ったとは考え難く、払出簿に記載された内容の信憑性が疑われ、申立人が主張するとおり、50年

12月ごろ加入手続が行われたものと考えられる。

また、申立人の納付記録は、当初昭和 52 年 4 月から納付済みとなっていたが、申立人は 52 年 2 月から同年 9 月まで厚生年金保険に加入していたことが確認でき、厚生年金保険加入期間中に国民年金保険料の納付を開始したとするのは不自然であることを踏まえると、申立人は、申立期間について保険料相当額を納付していたものと考えられる。

しかしながら、昭和 52 年 2 月から同年 3 月までは厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月から 52 年 1 月までの期間及び昭和 53 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から44年3月まで

昭和42年に大学卒業後、会社に勤務したが、同年10月に兄が経営する個人事業所に転職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。国民年金保険料の納付は、当時母と兄と同居しており、母が自分と兄の分をまとめて納付していた。兄が納付済みとなっているのに、自分だけ申立期間が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っている。

また、申立期間当時、申立人は、自営業を営む兄と同居し、仕事を手伝っており、その兄は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について保険料を完納している。

さらに、会社を退職する際、国民年金と国民健康保険の手続をするように言われて、すぐに国民年金の加入手続を行い、その後は、同居していた申立人の母が、申立人と兄の分をまとめて納付していたとの申立人の主張は、具体的であり、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間、②45 年 11 月から 46 年 2 月までの期間及び③46 年 7 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人に還付していたものとは認められないことから、①45 年 1 月から同年 3 月までの期間、②45 年 11 月から 46 年 2 月までの期間及び③のうち 46 年 8 月から 47 年 3 月までの期間の納付記録を訂正の上、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 45 年 11 月から 46 年 2 月まで
③ 昭和 46 年 7 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間について、国民年金と厚生年金保険に二重に加入していたため、国民年金保険料を還付してもらいたい。既に、還付している記録があるとのことだが、一度も還付請求書をもっていないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、社会保険庁の被保険者台帳では還付済みと記録されているが、申立人が還付についての通知を受け取っていないと申立てていることや当該台帳の氏名が申立人の父親の名前となっていたことなど、申立人が保険料の還付を受けたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、③の申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者となったのは、昭和 46 年 8 月 1 日であるにもかかわらず、同年 7 月 1 日に国民年金被保険者資格喪失と記録されており、記録管理事務や還付事務に不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、①45年1月から同年3月までの期間、②45年11月から46年2月までの期間及び③のうち46年8月から47年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたことが明らかであり、その保険料は、申立人に還付されたものとは認められない。

北海道国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から53年3月まで

申立期間について納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、母親が国民年金加入手続をしてくれて、その際に3年分の保険料をさかのぼって納付するよういわれたので、A区役所で一度に10万円以上を母親が納めたとの記憶がある。

申立期間について記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を除き、申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとされており、また、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとされる両親についても国民年金保険料を完納しており、納付意識が高かった家庭だと思われる。

また、申立人の母親は、申立人が23歳の時に国民年金の加入手続をした際に、3年分の保険料をさかのぼって納付するよういわれたので納付したと申立人は申立てており、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和54年4月であること、昭和53年度の保険料を54年5月に一括納付していること及び加入手続を行った時期は、特例納付の可能な期間であり、申立ての納付金額は特例納付の保険料と過年度納付の保険料の合計額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、当時、A区役所においては、社会保険事務所職員が出張して保険料の収納事務に当たっていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
任意加入後間もない時期（1 年後）に 3 か月分の保険料が未納となっているが、当時、自分で台紙を作って、領収書を添付していたのを記憶している。今まで、延滞も無く、継続して納付してきており、未納は決してあり得ないものと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 54 年度から 59 年度までの国民年金保険料を前納で納付しており、申立人の保険料を納付する意識は高いと考えられ、昭和 52 年 12 月に任意加入してから間もない時期である申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

平成16年に社会保険事務所に照会したところ、当初、昭和45年4月から47年3月までの保険料が未納となっていたが、その後、昭和46年度分は領収書が見付かり、平成17年3月に納付済みに記録が訂正された。

昭和45年度及び46年度の国民年金保険料は、昭和46年12月に町役場でまとめて納付しており、46年度分は納付済みとなっているのに、45年度分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初未納とされていた昭和45年4月から47年3月までのうち、申立期間を除く46年4月から47年3月までの12か月分については領収書が見付かり、平成17年3月に納付済みに記録が訂正されている。

申立人が居住する町では、昭和46年当時、町役場において過年度保険料を収納していたことが確認でき、46年12月に昭和45年度及び46年度分の国民年金保険料を町役場でまとめて納付した旨の申立人の主張と合致する。また、申立人の年金手帳には、46年12月に申立人が町役場で保険料をまとめて納付した際、役場の担当者が書いたとされるメモ（「(46年) 5,400円 + (45年) 4,800円 = 10,200円」）が記されており、この金額は、46年度及び45年度当時の国民年金保険料の金額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していること及び申立期間は任意加入期間であることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から同年 12 月まで
年金受給手続の際、昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの期間及び昭和 45 年度が未納とこのことであった。市役所で調べてもらい、45 年度は納付済みに記録が訂正されたが、44 年 4 月から同年 12 月までは記録が訂正されなかった。保険料は町内会の集金人に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 3 月以降 60 歳まで全期間国民年金に任意加入し、申立期間を除き、保険料は、すべて期限内に納付されており、納付意識が高いと認められる。また、当初、未納とされていた期間のうち、昭和 45 年度の 12 か月分については、納付が確認できる書類は既に廃棄済みでその理由は不明であるが、記録が訂正されており、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までが未納となっていることが分かった。
毎月末に、他の税金類等と一緒に夫婦二人分を近所の銀行等で同時に納付していたので、未納になっていることは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60 歳に到達するまで、厚生年金保険及び国民年金に加入し、未加入期間はなく、年金に対する意識は高い。

また、保険料の納付状況をみると、厚生年金保険加入期間（148 か月）はもとより、国民年金加入期間（346 か月）についても、申立期間を除きすべて納付しており、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間の属する年度を除く年度は、すべて当該年度内に保険料が納付されており、納付意識は高かったものと推察され、加えて、①申立人の住民税、固定資産税、国民健康保険料の納付状況を、記録が残存する範囲で確認しても滞納は無いこと、②申立人が当時、保険料を納付する際に利用していたとする金融機関は、申立期間当時においても存在していたことが確認できること等を勘案すると、保険料を納付していたと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までが未納となっていることが分かった。

毎月末に、他の税金類等と一緒に夫婦二人分を近所の銀行等で同時に納付していたので、未納になっていることは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 7 月から 60 歳に到達した平成 17 年 3 月までの 380 か月国民年金に加入し、保険料は申立期間（3 か月）を除きすべて納付しており、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間の属する年度を除く年度は、すべて当該年度内に保険料が納付されており、納付意識は高かったものと推察され、加えて、①申立人の住民税、国民健康保険料の納付状況を、記録が残存する範囲で確認しても滞納は無いこと、②申立人が当時、保険料を納付する際に利用していたとする金融機関は、申立期間当時においても存在していたことが確認できること等を勘案すると、保険料を納付していたと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、妻とともに昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの 12 か月の保険料が未納となっていることが分かったが、50 年ごろに、夫婦二人分の過去の免除期間の保険料約 20 万円をさかのぼって納めて以来、毎月市役所の窓口で保険料を納めており、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60 歳に到達する前月の平成 8 年 4 月までの 320 か月（免除期間の 89 か月を除く。）の国民年金保険料をすべて納付している。また、昭和 43 年 9 月から 53 年 3 月までの免除期間の国民年金保険料を追納しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、仮に申立期間が未納であった場合、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、免除期間分を追納した年月日及び夫婦の国民年金保険料の納付状況は同じであり、申立人が申立人自身の保険料とその妻の保険料と一緒に納付していたとする主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁に照会したところ、夫とともに昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの 12 か月の保険料が未納となっていることが分かったが、50 年ごろに、夫婦二人分の過去の免除期間の保険料約 20 万円をさかのぼって納めて以来、毎月市役所の窓口で保険料を納めており、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60 歳に到達する前月の平成 11 年 2 月までの 354 か月（免除期間の 89 か月を除く。）の国民年金保険料をすべて納付している。また、昭和 43 年 9 月から 53 年 3 月までの免除期間の国民年金保険料を追納しており、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、仮に申立期間が未納であった場合、その時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

加えて、免除期間分を追納した年月日及び夫婦の国民年金保険料の納付状況は同じであり、申立人の夫が、夫自身の保険料と申立人の保険料を一緒に納付していたとする主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から47年3月まで

社会保険庁の記録で、国民年金保険料が未納とされていた期間のうち、昭和45年12月から46年3月までの期間及び47年12月から48年3月までの期間については、領収書により納付済みに記録が訂正された。申立期間についても夫婦一緒に保険料を納付しており、夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は、国民年金の加入期間の中で申立期間のみであり、申立人は申立期間を除き保険料を完納しており、その夫は保険料を完納している。

また、申立期間前後の国民年金の加入期間である昭和45年12月から46年3月までの期間及び47年12月から48年3月までの期間については、当初、未納とされていたが、所持していた領収書により納付済みであることが確認され、納付記録の訂正が行われている。

さらに、この訂正が行われた期間を含め、申立期間前後の国民年金の加入期間については、領収書により夫婦で同一日に納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められ、申立期間について夫のみが納付済みとされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、役場から送付されて来た納付案内の記載内容に従って、昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの分と併せて一括で納付したはずである。父と母の分も一緒に納付しており、私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持していた役場から送付された納付案内には、昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納税組合に一括して納付するよう促す旨の記載があり、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間直後の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料は、すべて納付期限内に納付されているほか、一緒に納付していたとされる父と母については申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
20 歳で国民年金に加入して以降、国民年金保険料はきちんと納付してきたにもかかわらず、昭和 50 年 1 月から 3 月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、20 歳から国民年金に加入し、昭和 44 年 11 月に結婚した後（夫は厚生年金保険に加入）も引き続き、任意加入しており、年金に対する意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫が保管していた昭和 50 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された金額は、申立人の夫の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額と申立人の国民年金保険料の金額とを合計した金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
夫婦二人で自営業を営み、保険料が未納とされているところは商売も順調で、未納となっていることは考えられない。
保険料は、夫婦二人分を一緒に納付しており、夫の分がすべて納付済みとされ、私の分のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫は、国民年金加入期間について、申立期間を含む国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によれば、昭和46年度から48年度までの3年間について、夫婦一緒に前納していることが確認でき、夫婦の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の申立期間だけが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山形国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、同居していた両親の分と一緒に納付組織を通じて納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人については、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、いずれも国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を完納している上、長期にわたり付加保険料を納付しているなど、納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人が当時居住していた地域では、納付組織による集金が行われていたことが確認でき、同居していた両親の分と一緒に納付組織を通じて納付したとする、申立人の主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月、13年5月、同年7月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月、13年5月、同年7月及び同11月
平成12年から13年にかけては、自営業(魚の移動販売)を行っており、A信用組合B支店の担当者が毎日売上金等の集金に来ていたことから、国民年金保険料は、日ごろ取引のある同信用組合の口座から自動引落しによる方法で納付していた。

自動引落しが不能となったときは、納付書が送付された後に、毎日渡していた売上金から国民年金保険料を支払ってほしい旨を伝え、同信用組合の上記担当者から仮領収書を受け取った上で納付してもらっていた。また、自分で市役所へ出向き保険料を納付したこともあった。

このため、平成12年10月、13年5月、同年7月及び同年11月の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C市に保管されていた平成12年及び13年分の申立人の青色申告書(写し)には国民年金保険料の支払額が記載され、その額は当時の納付すべき国民年金保険料の額と同一である。

また、申立人から提出された預金通帳によると、平成12年5月及び同年8月の2か月は、預金残高の不足のため自動引落しされていなかったが、社会保険庁の記録によると、当該両月は国民年金保険料が納付されており、かつ、預金者へのサービスとして、A信用組合の担当者が国民年金保険料の納付を代行していることが確認できることから、申立内容の信憑性は高いと考えら

れる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年12月までの期間及び57年8月から9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から同年12月まで
② 昭和57年8月から同年9月まで

申立期間①については、勤めていた会社を退職後、すぐに市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は後日送付されて来た納付書により妻が納付したにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。

また、申立期間②については、社会保険の未適用事業所で働き始めた時期であり、それ以前から継続して国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、脱退した記録になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻は、9年間にわたる任意加入期間を含む国民年金の加入期間に未納期間が無いなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人及びその妻は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から保険料の納付を開始し、申立人が厚生年金保険に加入するため国民年金を脱退するまで、約11年間にわたって共に保険料を納付しており、その後、申立人が厚生年金保険を脱退し国民年金に再加入する際には、当時合算対象期間(カラ期間)となっていた妻も同時に加入しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたと考えられることから、申立期間①について、妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料が未納となって

いるのは不自然である。

- 2 申立人は、昭和 57 年 8 月 18 日から建設会社で働き始めたが、当時、同社は社会保険の未適用事業所であり、同年 10 月から適用事業所になっている。申立人はこのことを承知しており、申立期間②の直前までと同様に国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張には、信憑性が認められる。

一方、市町村の台帳によると、申立人は昭和 57 年 8 月 17 日付けで公的年金加入のため脱退とされ、同時にその妻も国民年金の被保険者資格を喪失している。日付けが隣接していることからみて、市町村におけるこの処理は、申立人が当該建設会社で働き始めたことと関係があると考えられるが、同社はこの時点では未適用事業所であり、当該資格喪失処理は市町村の事務処理誤りと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間については、国民年金保険料を一括で納めた。確かに納付しているので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳以降国民年金への加入手続をしていなかったが、母の勧めにより、過去の未納期間の解消のため昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの保険料を一括で納付したとのことである。当時、保険料をさかのぼって納付することが可能であったと考えられ、その際、あえて申立期間の 3 か月分を除いてその前後の保険料だけを一括で納付するのは不自然である。当時資金があったことも認められ、まとめて納付することは可能であった。

また、申立期間に近接する期間が、本件申立てに先立つ納付記録の照会によって、社会保険庁のオンライン記録と被保険者台帳との齟齬^{そご}が判明し、当初未納となっていた記録が納付済みに訂正されているなど、事務手続に瑕疵^{かし}があったと認められる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料を現在まですべて納付済みである。そのうち昭和 55 年 8 月から 61 年 3 月までは任意加入し、昭和 61 年 4 月から平成 3 年 3 月までは付加保険料を含めて保険料を納付し、平成 3 年 4 月から 11 年 12 月までは国民年金基金に加入するなど、納付意識が非常に高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月及び同年 8 月

昭和 51 年 7 月に夫が役場の窓口で国民年金の加入手続をした際、自分の国民年金保険料について未納の有無を問い合わせたところ、申立期間の 2 か月分が未納になっているとの回答をもらったので、納付書をもって納めた。未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、本来任意加入期間であったにもかかわらず、国民年金手帳、被保険者台帳及び市町村の台帳において、いずれも強制加入として取り扱われており、昭和 51 年 7 月に、申立人の夫が、市町村の窓口で申立人に係る国民年金保険料の納付状況を確認した際、申立期間が未納になっているとの回答をもらったとする主張については、不自然さは見られず、当時、申立期間について過年度納付が可能な時期であったことも確認できる。

また、申立人は、27 年以上にわたる国民年金の加入期間について申立期間を除き未納が無く、その夫も、昭和 51 年 7 月に加入手続をし、以後、27 年以上にわたる国民年金加入期間について未納が無い上、納付日が確認できる昭和 60 年度以降の保険料は、いずれも夫婦が同一日に、納付期限内に納付していることから、夫婦共に納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年3月まで

私は、昭和40年1月からA市に住んでいて、当時は3か月ごとに男性の集金人が集金に来て、同人に支払っていた。また、45年3月初めに来た集金人には同月中にB市に転出する話をした。

申立期間中に、市役所から、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料が未納であるとの通知を受け、市役所に行って女性職員に「集金の方に手渡した」と説明すると、「分かりました。」と言われたので、他には未納はないはずである。同年4月にB市に転居したので、申立期間の3か月のみ未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間が3か月と短期間であり、昭和40年1月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳の検認印によると、A市に居住していた昭和40年1月からB市に転出する45年4月までについては、申立内容のとおり、3か月ごとに保険料を納付していたことが確認できるほか、申立人が述べる集金人による国民年金保険料の納付の制度は、そのころ存在していたことがA市により確認されており、申立内容を裏付けている。

さらに、A市からB市への転出に伴って、申立人の国民年金記録の移管手続に際し齟齬が生じた可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間を含む昭和42年4月から43年3月までの保険料は、当時、事実上婚姻関係にあった妻がA市の居所からB市役所に出向き現金で一括して納めており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は3か月と短期間であることに加え、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、申立期間を含む昭和42年度の保険料を納付したとする申立人の事実上の妻は、昭和43年3月に申立人の実家の墓参りを兼ねて実母と一緒にAから列車に乗ってB市役所を訪れ、現金で1年間分まとめて納付したと、納付状況について具体的かつ詳細に説明しており、その内容は信憑性^{びよう}が高いと認められることから、申立期間に係る3か月間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から59年3月まで
昭和52年11月に国民年金に任意加入して以来、59年3月まで保険料を納付していた。58年7月から59年3月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月以降、国民年金に任意加入し、申立期間である9か月を除き、国民年金の任意加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市の被保険者名簿によると、申立人は、国民年金に任意加入した上、その約6年半後の昭和59年4月に資格喪失の届出をしており、年金制度に関する知識を十分有し、国民年金保険料の納付意識も高かったものと思われる。喪失届出の前月までの申立期間の保険料について納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

昭和51年9月に国民年金に任意加入して以来、58年11月に厚生年金保険に加入するまで保険料を納めてきた。

申立期間を含むすべての国民年金保険料は、自分がA市B支所の窓口で現金で納めていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年9月に国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月間と短期間である。そして、58年11月から厚生年金保険被保険者となったにもかかわらず、同年11月及び12月の国民年金保険料を納付しており、その後これが還付されているなど、申立人の納付意識は高かったと考えられ、また、この還付は、申立人に未納期間がなかったことをうかがわせるものである。

さらに、申立人の申立期間に係る保険料の納付場所及び納付方法等の説明は具体的で、これに疑いを入れる事情は見当たらず、申立内容は事実であると推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年7月31日に、A市役所で申立期間の国民年金保険料を納めた。国民年金手帳の昭和46年度印紙検認記録の4月から6月までの各欄には46年7月31日付けの検認印が残されており、いずれもボールペンで「×」印が付けられているが、46年度分をすべて納めたからだと思う。国民年金保険料を納める意志のない者がわざわざ役所に行って手続をする訳がなく、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和46年1月以降の国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。その上、申立人の納付済期間（422か月）の国民年金保険料は、すべて期限内に納付されており、加えて、そのうち359か月分は前納制度を利用して納付されていることなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和46年4月から同年6月までの印紙検認記録欄に一旦押印された（検認印46年7月31日付け）に「×」印が付されているが、これはA市が昭和46年度から納付書方式を採用したので、誤って押した検認印に「×」印を付したものと考えられる。この日付けのある検認印は、申出人が当該日に保険料を納付する目的でA市役所へ行ったことを示すものであり、申立てのとおり保険料を納付したと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案13

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月

平成元年1月にA市役所B支所の窓口で、同年1月の国民年金保険料として1万円前後の金額を納付したにもかかわらず、未納となっている。平成元年2月以降も保険料をすべて納付しており、1か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間の1か月のみである。

また、申立期間の保険料を納付した時期及び場所に関する申立人の記憶は具体的であり、納付場所であるというA市役所B支所が当時国民年金の加入手続及び保険料収納業務を行っていたことが確認され、申立人が納付したという金額も当時の保険料の金額とおおむね一致している。

さらに、平成元年2月から同年4月までの保険料が同年4月14日に納付されており、申立期間の保険料を未納にしたまま、同年2月以降の保険料を納付するということは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月

国民年金の加入手続は父が行い、納付についても当初は父が納付していた。亡き父から国民年金保険料はすべて納付してあると聞いており、昭和41年3月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、被保険者資格取得当初の1か月で、短期間であるとともに、申立人は、その後の加入期間については保険料をすべて納付している。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の被保険者資格取得届の受付及び国民年金手帳記号番号の払出しは昭和41年4月14日であり、同月30日に国民年金手帳が申立人に送付されているところ、申立人の国民年金の加入手続を行った申立人の父は、申立人の母と共に国民年金発足時から国民年金に加入し、納付すべき保険料を生前にきちんと納付しているため、申立人の資格取得当初の保険料も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和45年11月から国民年金に加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、46年3月にA市に転居した後の46年4月から48年3月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間が未納となっていた。

このうち、昭和46年4月から47年3月までの期間及び49年1月から12月までの期間については、領収書が残っていたため、納付済みに記録が訂正されたが、申立期間については、納付事実が確認できないと回答があった。

しかしながら、A市に転居した後は、夫と一緒に年払いで保険料を納付しており、夫については、きちんと領収書が残っているため、私の分のみ未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、その夫についても、国民年金加入中について未納期間もなく、申立期間の保険料も47年7月7日に納付していることが領収書により確認できる。

また、当初未納とされていた期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間及び49年1月から同年12月までの期間については、所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されている。46年4月から47年3月までの期間については、A市の領収書があるにもかかわらず、「国民年金

被保険者名簿」には、昭和46年度の納付記録が残っておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立人とその夫の昭和46年4月から51年12月までの国民年金保険料の納付状況について、残っている領収書で確認したところ、申立期間を除き申立内容のとおり夫婦一緒に保険料を納付していた事実が確認でき、その主張に矛盾は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

平成19年7月23日に、国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和46年1月から同年3月までの期間が未納であるとの回答をもらった。

申立期間当時、父親が母親と私の保険料を、納付書により金融機関で納めていた。申立期間について母親は納付済みとなっているのに、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、自営業を営む両親と同居し家業を手伝っており、父親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、納付済みとなっている。

さらに、申立人が、その父親が保険料を納付していたと主張する金融機関では、当時、納付書によって保険料を納付することが可能であるなど、申立人の主張する納付の状況は当時の状況と合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から48年2月まで
私と妻は同時に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。
申立期間について、妻は保険料を納付済みとされているのに、世帯主である私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に妻とともに国民年金に加入し、同年4月から申立人及びその妻の国民年金保険料を併せて納付している。

このうち申立人の妻については、昭和49年1月に就職するまでの保険料がすべて納付済みとされていることから、申立期間において世帯主である申立人の保険料のみが未納であったとすることは不自然である。

また、国民年金手帳の記号番号が申立人と1番違いである妻の国民年金保険料納付記録について、昭和48年4月から同年12月までの保険料は未納とされていたが、平成19年7月の時点で納付済みと訂正されていることなどからみて、申立人の申立期間に係る記録についても正しく記録されていなかった可能性がある。

さらに、昭和47年4月から同年9月までは保険料納付済期間であるため、仮に申立期間が未納であったとすれば、同一年度において保険料納付済期間と未納期間が混在することとなるが、その場合に作成されるべき特殊台帳が存在しないことから、申立期間においても保険料が納付されていたと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から同年11月まで

昭和55年9月10日に会社を退職後、厚生年金保険の適用が無い会社に勤務したため国民年金に加入し、市役所から送付される納付書で納付していた。

申立期間の保険料については、妻の分と併せて納付しており、自分の分だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市役所（現在は区役所）に保管されていた国民年金保険料印紙検認連名簿を取り寄せたところ、申立期間について保険料（付加保険料含む。）の納付を推認させる記載があった。

また、申立人は、昭和53年4月に厚生年金保険加入後は、申立期間を除き未納は無く、厚生年金保険と国民年金の切替手続も適正に行っている。

さらに、申立人は昭和55年9月の国民年金加入時から付加年金に加入しており、その妻についても57年5月11日の厚生年金保険被保険者資格喪失後は、国民年金に加入し、58年1月から第3号被保険者となる61年4月まで、任意加入しており、その間に未納はないことから、夫婦ともに納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月

昭和37年3月に国民年金に加入し、その後ずっと保険料を納付してきている。当時同居していた母も納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、当時、世帯主であった母親の国民年金保険料についてもすべて納付済みとされている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月に払い出されており、昭和37年度の国民年金保険料については、38年8月に一括して過年度納付されていることが確認でき、その直前の37年3月の1か月分のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

私は、市役所に出向き、私と夫の国民年金の加入手続きを行い、私と夫の保険料を一緒に納付していた。

今回、年金記録の照会をしたところ、昭和50年度分及び51年度分について、夫は納付済みとされているのに、私の分のみが未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されているとともに、夫婦の納付日が確認できる昭和54年1月から同年9月までについては、夫婦が同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、申立期間について申立人の夫は保険料を納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したところに、申立期間を含む4年間についての夫婦の国民年金保険料の金額を記載したメモを所持している。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間後の国民年金加入期間について保険料を未納とされている期間はない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年3月まで

パート勤務中の昭和50年3月から55年3月までは、国民年金に任意加入し、毎月区役所に赴き、納付書によって現金で保険料を納付していた。その期間における保険料は、1か月当たり3,000円であったと記憶している。

したがって、昭和54年1月から55年3月までが未納とされていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、厚生年金保険加入者であったが、申立人は、昭和50年3月から国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

市の収滞納一覧表の記録から確認できた昭和52年度及び53年度については、申立期間を除き、申立人は、納期限を過ぎた場合でも、未納期間を生じさせることなく後日納付しており、また、申立人は、申立期間中の昭和54年4月に同一市内で転居し、これに伴い、年金手帳の住所欄が変更されており、このことは、申立期間中に市の窓口到手帳を持参し、変更手続を行ったことをうかがわせるものであり、申立人の納付意欲を示すものとみられる。

さらに、当時、申立人はパート勤務による自己の収入から保険料を納付していたこと及び夫は常勤職員で安定的な収入があったことを考慮すると、経済的事情により未納が生じたとは考えにくい。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間について、保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁において、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、昭和 37 年 4 月から国民年金に加入して以来、保険料はすべて納付済みである。

申立期間に係る領収書はないが、当時、3 か月ごとに市役所で国民年金保険料を納付したことを覚えており、未納期間があることについて納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間に近接する昭和 50 年 7 月から同年 9 月までについては、当初未納とされていたが、検認記録により納付済みに訂正されている。

さらに、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入し、引き続き国民年金保険料を納付するなど納付意識は高かったものと思われ、また、申立期間直前の昭和 51 年 7 月から同年 12 月までについては納付日を確認できるが、いずれも 3 か月ごとに納期限を待たずに納付しており、申立期間のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から58年3月まで

申立期間については、自治会の組長が毎月集金をしていて、妻と二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料は、申立期間も納付済みとなっており、私の分だけ未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付しており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻は、申立期間を含めすべて納付済みである。

また、申立人の居住する地区においては、申立てのとおり納付組織が存在し、集金を行っていたことが確認できる。さらに、その妻については国民年金保険料領収カードが現存し、集金人の姓を確認することができ、申立期間当時の集金人（二人）は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を集金したと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所において、昭和 60 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成 19 年 8 月 15 日付けで、保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。

私は喫茶店を営業しており銀行員が出入りしていたので、集金という形で保険料を納付していた。確定申告の際には、申告書に領収書を添付して税理士に提出している。

この間の納付がなされていないならば、確定申告が虚偽のものになってしまう。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 60 年分確定申告書（控）において、記載された社会保険料控除額の金額は、昭和 60 年度分の国民年金保険料の合計金額と一致している。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から同年11月まで

昭和50年9月下旬に会社を退職した後、同年12月中旬にA市に転入届を行った際に国民年金への加入手続（強制加入）を行った。その後、同市において、会社を退職した後の国民年金保険料の未納期間について、納付書を作成してもらい、銀行で納付した。また、同年12月下旬には、地区の寄り合いにおいて国民年金保険料を納付し、これ以降は、地区の寄り合いを通じて保険料を納付した。

社会保険庁の記録では、昭和50年9月から同年11月までは、国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年10月から12月までの3か月の国民年金保険料を納付した50年12月17日付けの領収書を所持しており、この3か月の国民年金保険料納付の事実があったことは明らかである。

また、申立人は、昭和50年12月下旬に、地区の寄り合いにおいて国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人が居住する地区において、寄り合いにより国民年金保険料が集金されていたことがA市により確認されている。申立人は、その寄り合いにおいて、12月22日ごろに1か月分の国民年金保険料を納付したと認められるが、50年10月から12月の3か月分の領収書を所持していることから判断すれば、地区の寄り合いにおいて、50年12月の国民年金保険料を重ねて納付したとするのは不自然であり、保険料が還付された記録が無いことを考え合せば、

申立人が地区の寄り合いにおいて納付したのは、50年9月の保険料であったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年10月

私は、昭和46年10月に国民年金に加入し、一人で働きながら、税金、公共料金、住宅ローンなどとともに国民年金保険料を毎月納付期限に遅れることなく納付してきた。これまでに36年以上国民年金保険料を納付してきており、1か月だけ納付を忘れたとは考えられず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は昭和46年10月から平成20年3月（保険料前納月を含む。）までの36年6か月間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の前月に、結婚に伴いA町からB市へ住所を変更しているが、申立期間に係る国民年金保険料をB市の銀行で納付したことを明確に記憶しており、住所変更前後の管轄社会保険事務所間の検認記録移管事務において行き違いがあったことも否定できない。

さらに、申立人は夫及びその家族とともに理髪店を営んでおり、毎月一定の収入があったものと考えられ、1か月分のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月

私は、平成2年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日、国民年金に加入した。その後、60歳になるまで保険料を納めてきたが、申立期間である平成2年7月が社会保険庁の記録で未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、結婚後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成2年7月31日であるが、社会保険庁の記録では、同年10月11日に、国民年金資格取得日が「平成2年7月31日」から「平成2年8月1日」に訂正され、さらに、18年2月22日に、再度「平成2年7月31日」に訂正されており、不自然な取扱いが行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月

私は、平成2年7月31日に夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、同日、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更した。その後、滞納することなく保険料を納めてきたが、申立期間である平成2年7月が社会保険庁の記録で未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、結婚後の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫の厚生年金保険の資格喪失日は平成2年7月31日であるが、社会保険庁の記録では、同年10月11日に、国民年金種別変更日が「平成2年7月31日」から「平成2年8月1日」に訂正され、さらに、18年2月22日に、再度「平成2年7月31日」に訂正されており、不自然な取扱いが行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

熊本国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

厚生年金保険適用事業所を退職した昭和53年9月から第3号被保険者となる平成5年5月まで、毎月地区の区長に夫の分と併せて国民年金保険料と税金等を一緒に納めてきた。

申立期間について、夫の分は納付済みになっているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人が居住していた町では、申立期間当時、地区の区長が国民年金保険料を徴収していたことが確認でき、国民年金保険料を申立人と一緒に納付していたとされる夫については、未納期間は存在しない。

さらに、申立人については、年度内に国民年金保険料の未納期間と納付済期間が混在する場合に存在するはずの特殊台帳が無い。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

鹿児島国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から58年3月まで

A市が発行した平成13年4月1日付け国民年金記録照会回答書では、昭和52年12月から58年3月までの国民年金保険料は納付済みとされていた。それにもかかわらず、同市が再度発行した平成19年4月2日付け国民年金記録照会回答書では、申立人が居住したことのないB市に確認した結果として、申立期間について未納に訂正（平成13年3月28日付け訂正）されている。納付時期や金額等は覚えていないが、平成13年4月1日付け国民年金記録照会回答書のとおり納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は共済組合加入者であったが、申立人は、昭和52年12月に国民年金に任意加入しており、納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、当初の国民年金記録照会回答書では、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとされているとともに、その記録訂正を行ったとされるA市の電算記録では、納付記録訂正日が国民年金記録照会回答書の日付より前の日付となっていたり、申立人が在住したことのない市に確認を行ったことになっているなど不自然な点があり、申立期間の納付記録について誤って未納として処理された可能性が高いものと考えられる。

さらに、本件については、管轄する社会保険事務所長から、A市の処理において過誤があったと推察されることから、申立てどおり納付があ

ったものと認め、記録訂正することもやむを得ないと思料する旨の意見書が出されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで
父が私に代わって国民年金保険料を納付しており、毎年、前納していた。よって、申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳の払出日及び国民年金保険料領収書の領収日から、国民年金への加入手続は昭和47年9月ごろに行われたものと考えられるが、加入と同時に過年度分を含む8か月分の国民年金保険料を納付しており、加入直後の申立期間の6か月分のみを未納としたままとするのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入手続と同時期と考えられる昭和47年9月に国民健康保険に加入し、現在まで国民健康保険税について未納期間は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月及び同年10月

母が、月別に作成された納付書(納付漏れがないように冊子状に綴^{つづ}られていた)で、間違いなく納付していた。その当時の金額は、月額9,000円だったことを記憶している。平成3年度は、9月及び10月分以外は納付済みとされており、この2か月だけが未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金への加入手続を行うと同時に平成4年度の保険料免除申請を行い、過年度分(平成3年度分)については免除申請できないことから、納付書により1か月分ずつ納付していたとしており、このことは、国民年金手帳の払出日(平成4年9月11日以降同年11月上旬ごろまで)及び平成3年度4月の国民年金保険料納付日(平成4年11月6日)からも裏付けられ、申立人の主張は十分信用できる。

さらに、申立期間直前の5か月分の国民年金保険料については平成4年11月から5年4月までに、また、申立期間直後の5か月分の国民年金保険料については5年12月から6年4月にかけて、ほぼ毎月1回納付されていることが確認でき、申立期間である3年9月及び同年10月の国民

年金保険料については、5年5月ごろから同年11月ごろまでの間に納付されたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年4月6日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月6日まで

昭和50年4月6日に株式会社AのB分工場からC工場に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録ではB分工場の資格喪失日が同年3月21日になっている。賃金明細書及び労働者名簿があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金明細書及び労働者名簿から、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、株式会社AのB分工場における資格喪失年月日については、A厚生年金基金が管理していた厚生年金基金掛金情報において「昭和50年4月6日」と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年4月6日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和50年3月の標準報酬月額については、厚生年金基金掛金情報の記録及び申立期間前後の期間の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 51 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 51 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、A 健康保険組合による「健康保険の被保険者加入期間等の証明」及び雇用保険の記録から、申立人が A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の A 株式会社 B 支店における資格取得年月日については、厚生年金基金の加入員台帳に「昭和 51 年 3 月 16 日」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 51 年 3 月 16 日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 51 年 3 月の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳の記録及び社会保険事務所の被保険者名簿における転勤前後の期間の記録から、20 万円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格喪失日は昭和 55 年 4 月 11 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 22 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 31 日から 55 年 4 月 11 日まで
年金加入記録のお知らせでは、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 54 年 3 月 31 日となっているが、55 年 4 月 11 日まで勤務していた。納得できないため、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によれば、申立人の A 社における離職日は昭和 55 年 4 月 10 日となっており、申立人が、同社に申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。このことは、社会保険事務所が管理している被保険者名簿において、申立人の健康保険被保険者証の返還日が 55 年 5 月 16 日と記録されていることから推測される。

また、上記被保険者名簿においては、申立人及び同僚 3 名の資格喪失日が昭和 54 年 3 月 31 日と記録されているが、このうち同僚 1 名については、当該資格喪失日以降の、同年 10 月の標準報酬月額の定時決定の記録があり、当該同僚も 55 年 5 月 16 日に健康保険被保険者証を返還した記録があることから、同年 5 月ごろに資格喪失の手続がさかのぼって行われたものと判断される。この点につき、申立人及び同僚 2 名については、54 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の記録は無いが、当該社会保険事務所では、標準報酬月額の定時決定時に、前回から標準報酬月額に変動のない場合は、これを記載しない取扱いをしていたものと認められることから、同年 10 月に標準報酬月額の定時決定の届出が提出されていたものと推測され、また、55 年 10 月の標準報酬月額の定時決定の記録のある上記同僚 1 名と申立人の健康保険被保険者証の返還日及び資格喪失日が同一日であることから、当該同僚と併せて、さかのぼって資格喪失の手続が行われたものと判断される。

このようにさかのぼって資格の喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、勤務の実態があったと推定される雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和55年4月11日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年2月の社会保険庁の記録等により、22万円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 34 年 3 月 23 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 7,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から 35 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、資格取得日が昭和 35 年 2 月 1 日と誤っている。厚生年金保険被保険者証を添付するので再調査を依頼する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 3 月 23 日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を保有している。

また、社会保険事務所が保有する昭和 34 年作成の厚生年金保険被保険者の番号払出簿の記録を見ると、申立人については、同年 3 月 23 日を資格取得日とする、上記被保険者証に記入されている番号と同一の被保険者の番号が払い出されているが、同資格取得日及び同番号は訂正され、備考欄に新しい番号が記載されている。そして、その翌年である 35 年作成の同払出簿においては、同年 2 月 1 日を資格取得日とする新しい番号が記載されていることから、35 年の同払出簿作成時に 34 年作成の同払出簿の記録を訂正したものと推測される。このようにさかのぼって資格取得日及び被保険者の番号の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録の訂正は、有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は、昭和 34 年 3 月 23 日であったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 2 月の社会保険庁の記録により、7,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 52 年 11 月の標準報酬月額については、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A 銀行 B 支店（当時）における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和 52 年 11 月 30 日に資格喪失となっているが、実際には、同日に退職し、同年 12 月 1 日に資格を喪失している。厚生年金基金加入員証にも、加入員資格喪失年月日が 52 年 12 月 1 日と記載されている。

第3 委員会の判断の理由

C 銀行が保管している人事カードによれば、申立人は、A 銀行 B 支店（当時）を昭和 52 年 11 月 30 日に退職したと記載されており、また、雇用保険の加入記録も離職日が 52 年 11 月 30 日とされていることから、申立人は同年 11 月 30 日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人が所持している昭和 52 年 11 月の給与明細書において厚生年金基金の掛金とともに、厚生年金保険料が控除されている事実が確認できる。

また、申立人の厚生年金基金加入員証には、加入員資格喪失日が昭和 52 年 12 月 1 日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 52 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失したことが認められる。

なお、昭和 52 年 11 月の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において、同年 11 月の標準報酬月額が 12 万 6,000 円と確認できることから、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和 57 年 6 月 14 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 30 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 19 日から同年 6 月 14 日まで

私は、昭和 57 年 6 月 14 日付けで、A 銀行 K 支店から A 銀行本部に転勤になったが、A 銀行 K 支店の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 57 年 5 月 19 日とされている。厚生年金基金の記録では、厚生年金基金加入員資格喪失日が 57 年 6 月 14 日であり、また、この間は、当時の給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録では、A 銀行 K 支店における申立人の厚生年金基金加入員資格喪失日は昭和 57 年 6 月 14 日であることが確認でき、また、申立人が保存している給与明細書によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時の資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金加入員台帳に記録している。

さらに、申立人がA銀行K支店に在籍していた期間の被保険者 25 人について、転勤による厚生年金記録の欠落の事例は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 57 年 6 月 14 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者原票及び被保険者名簿における申立期間前後の期間の記録から、30 万円とすることが妥当である。

国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年9月まで

当時住んでいた区の区役所の支所において、母が、国民年金の加入手続をし、その場で未納分の金額を言われ、納付をした。未納期間は無いはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、当時加入手続及び納付をしたと申立人が主張する申立人の母からその状況を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確では無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から52年3月まで

私は、20歳になる前から住み込みで働いていた会社の当時の社長に、給与から国民年金保険料を3か月に1回天引きされていたので、未納となっているのは納得できない。当時の社長は、しっかりした人物だったので、給与から天引きし、食品組合経由で納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について給与から国民年金保険料が徴収され、保険料を納付してもらっていたと主張するが、申立期間中に給与関係の事務を担当していた当時の社長はすでに他界しており、また、会社が申立人の保険料を徴収し、納付していたことを示す関係資料が無い。

また、申立期間について、給与から保険料が徴収されていたことはなかった、という当時の同僚の証言が得られており、同人から提示を受けた当時の給与明細により、保険料の徴収がなされていなかったことが確認できる。

さらに、会社から保険料の集金委託を受けていた食品組合の委託開始記録によると、昭和52年4月から申立人の保険料の集金委託が開始されている上、申立人と同じ会社に勤務していた者の中で、52年4月以前に保険料の集金委託が開始されている者は確認できず、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年10月から51年3月まで

昭和45年10月の20歳到達月から、母親が母親自身の国民年金保険料と私の国民年金保険料を併せて納付していたはずであり未納とされていることには納得できない。

国民年金保険料の納付についてはすべて母親に任せており、納付方法については不明であるが、母親から、国民年金保険料を納付していることを聞いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は5年以上と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未納期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認ができなかった旨の回答を受けた。結婚するときに、亡き母が、過去の分も納付しておいたと言っていたので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月

昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっているが、平成 13 年に社会保険庁から「昭和 36 年当時の国民年金の記録があった」と電話があった。領収書などは無いが、申立期間については国民年金保険料を納付していたと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等は無く、申立人自身は、申立期間について国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に関与していないため、当時の状況については不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同居の兄及び姉と一緒に払い出されたものであり、申立期間の国民年金保険料については、兄及び姉が申立人と同様に昭和 36 年度が未納、37 年度が免除となっていることから、申立人のみ申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から45年6月まで

昭和41年7月に東京の会社を退職し、実家(A村)に戻り、母の勧めで国民年金に加入し、母が納税組合を通じて納付していたと記憶している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和45年7月から国民年金に加入し、国民年金保険料もその時から納付していることとなっている。

未加入期間は、無いと思っていたので、記録を訂正してほしい。

国民年金手帳は、以前、不要だと思って焼却した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人が国民年金に加入手続をした昭和45年7月は、その夫が被用者年金に加入しているため任意加入となり、さかのぼって被保険者資格を取得することが不可能であり、事実、申立人が20歳となる40年11月から45年6月(申立人の加入手続月の直前月)までの期間について、社会保険事務所保管の被保険者基本台帳に申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立期間中、昭和43年10月ごろに、申立人はB町に転出しており、申立人が主張するようにA村の納税組合を通じて国民年金保険料を納付することは不可能である。

その上、申立人が記憶している当時の国民年金手帳の色は、オレンジ色ないし赤色とのことであるが、申立期間当時は当該色の手帳が交付されている事実がなく、申立人の証言とは矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 57 年 5 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間の加入記録及び納付記録が無いと言われた。役場には母の知人がいるため、その人の手前もあって母が国民年金の加入手続と納付をしていたはずなので、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間以降に転居した市町村において昭和 57 年 6 月ごろに国民年金に加入し、国民年金手帳の払出しを受けているが、さかのぼって加入した形跡も見付からないことから、申立期間は保険料を納付することができないと考えられ、事実、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に居住していた市町村において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人には、申立期間以外にも未納期間が見受けられ、国民年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から46年7月まで
国民年金の納付記録を確認したところ、昭和42年12月から46年7月まで、加入記録及び納付記録が無いと言われた。申立期間については、私と妹の国民年金保険料を、父親が市役所で納付していたと聞いているので、私の国民年金保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間以降に居住した市町村において昭和50年11月ごろに国民年金に加入し、国民年金手帳の払出しを受けているが、さかのぼって加入した形跡も見付からないことから、申立期間の保険料は納付することができないと考えられ、事実、申立期間において保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に居住していた市町村において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、その父親が申立人の国民年金保険料と一緒にその保険料を納めていたと主張する申立人の妹については、昭和26年6月生まれであり、申立期間の大半は未成年のためそもそも被保険者ではなく、申立人の主張と矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から54年3月まで
社会保険事務所から、昭和45年1月から54年3月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和47年9月に結婚すると同時に義父が営む理容店で働き始めた時に、国民年金に未加入であったため、すぐに加入手続を行い、20歳からの保険料をさかのぼって納付した。

そして、夫婦ともに、理容店の青色事業専従者として給与から保険料を引かれ、義父が私たち夫婦の国民年金保険料を納付していた。

未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、現在の基礎年金番号と同じ番号で、いずれも昭和56年5月に払い出されており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする昭和47年9月は、特例納付期間ではないため、申立期間のうち45年6月以前の国民年金保険料を納付することはできないこととなる。事実、申立期間について、国民年金保

険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このような事情を考慮すれば、申立人は、昭和 56 年に加入手続を行い、その時点で過年度保険料を 54 年 4 月までさかのぼって納付したと考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から54年3月まで

社会保険事務所から、昭和43年9月から54年3月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、20歳で理容学校を卒業し、父が営む理容店で働き始めた時に国民年金に加入した。

また、夫は、昭和47年9月に結婚した時に国民年金に未加入であったため、すぐに加入手続を行い、夫自身の20歳以降の保険料をさかのぼって納付したことを覚えている。

そして、夫婦ともに、理容店の青色事業専従者として給与から保険料を引かれ、父が私たち夫婦の国民年金保険料を納付していた。

未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、現在の基礎年金番号と同じ番号で、いずれも昭和56年5月に払い出されており、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された当時は、子の出産の時であり、加入手続を行った記憶は無いとしているものの、昭和56年に加入手続を行い、その時点で過年度保険料を54年4月までさかのぼって納付したと考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

平成元年7月に米国に留学する際、母親が「息子が米国に行くと年金保険料が払えないので、私が払う」と父親に話しており、出発の際には母親から年金関係の書類を見せられた記憶があるため、平成元年7月の加入当初から納付していたはずである。

さらに、2歳年下の妹が20歳になる前にも、母親が父親に「来年は妹も20歳になるから子供達2人の年金を払うことになるが、子供の将来を考えればいいわよね」と話していたとのことであり、この期間が未納期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が国民年金の加入及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡^{そきゅう}及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではなく、申立人の主張は合理的とは認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は平成3年5月となっており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。仮に3年5月に申立期間の保険料を

納付したとすると、さかのぼって過年度保険料を納付したことになるが、平成元年7月の加入当初から納付していたという申立内容とは矛盾している。

その上、当時21歳で学生だった妹も申立人と同時期の平成3年5月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認（申立人と2番違い）できるが、この時期は法律改正により学生が強制加入に切り替わった時期であり、母親が父親に話していた「学生でも入れる新しい年金制度ができたから加入した」という内容にも合致する時期であることから、当時留学中の申立人の加入手続はこの法律改正を契機に行われたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

年金相談の際に未納期間があることを知ったが、20 歳の時に父親が加入手続を行い、加入当初の国民年金保険料は母親が母親自身の分と一緒に納付していたはずであり、その後、自分で納付するようになってからは、1 年分の前払いの納付書で金融機関に納付していた記憶があるため、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にかかる国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の記憶が不鮮明であるため、申立内容に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を裏付ける事情もうかがえない。

また、申立人は国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を特定するものではなく、申立人の主張は合理的とは認められない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、過年度納付等を行っていた形跡も無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年11月まで

昭和36年4月から44年11月までの8年8か月について、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、記録上納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、当初申し立てていた昭和49年ごろに一括納付したとする金額は、申立期間の後である44年12月から48年3月までの保険料の合計額（30,150円）とほぼ同じ金額であり、これは社会保険庁の記録とも合致していることから、この期間について一括で納付したものと推定できる。

さらに、申立人は、昭和36年4月から48年3月までの国民年金保険料を一括で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳には資格取得日が「44年12月1日」と記載されており、未加入期間である申立期間について、国民年金保険料を納付しているとは考え難く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も存在しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年3月から61年3月まで

昭和58年3月から61年3月まで国民年金に未加入となっているが、資格喪失届出を提出した覚えが無く、国民年金には任意加入して、口座振替で保険料を納付していたので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年9月に国民年金に任意加入し、61年3月まで保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録においては、申立人は58年3月23日に資格喪失届出を提出し、更に申立期間の最初の月である同年3月の国民年金保険料については還付された旨の記載があることから、同年4月以降は、市町村から金融機関に対して口座振替依頼は行われなかったものと考えられるとともに、この点に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、国民年金保険料の納付の事実を裏付ける、預金通帳、家計簿及び確定申告書等の関連資料は無く、申立期間における納付状況について、申立人の記憶も不明瞭であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月まで
昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料は、市役所で納付したと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金加入記録は、平成元年 9 月に整理され、申立期間及び昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月までの期間について国民年金の未加入が判明し、その後、昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月までの期間については、保険料が納付されたが、申立期間については時効により納付ができず、結果的に未納となったと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外にも強制加入となる期間でも手続を行っていなかった期間が存在し、さらに、国民年金保険料を納付した事実を裏付ける、家計簿等の関連資料は無く、国民年金加入手続及び保険料納付状況等にかかる記憶も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月まで
昭和 61 年 11 月から 62 年 4 月までの国民年金保険料は、市役所で納付したと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金加入記録は、平成元年 9 月に整理され、申立期間及び昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月までの期間について国民年金の未加入が判明し、その後、昭和 63 年 12 月から平成元年 5 月までの期間については、保険料が納付されたが、申立期間については時効により納付ができず、結果的に未納となったと考えられる。

また、申立人は、申立期間以外にも未加入期間が存在し、さらに、国民年金保険料を納付した事実を裏付ける、家計簿等の関連資料は無く、国民年金加入手続及び保険料納付状況等にかかる記憶も不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 45 年 3 月まで
昭和 45 年 7 月に、私の親族が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなのに、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の親族が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることになるが、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から45年3月までの保険料について、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和20年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和41年7月から45年3月まで

会社を退職した直後の昭和41年7月、市役所で国民年金への切替手続きをしたことを記憶している。当時、家族で米穀店を営んでいて、私は経理を担当し、専従者控除や社会保険料控除を行い、青色申告を適正にしていた。国民年金保険料の領収書は青色申告の際に添付して提出したため、所持していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は領収書の発行を受けたとしているが、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は国民年金手帳に検認印を押す方式であり、領収書は発行されないものであったとともに、申立人が申し立てている納付金額についても、当時の保険料の金額と相違している。

また、申立人は昭和45年10月発行の国民年金手帳を所持しているが、それ以前に国民年金手帳をもらった記憶が無いと述べており、申立期間当時の払出簿を確認しても記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年10月時点では、既に申立期間の一部が時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付や過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を現年度納付以外にさかのぼって一括納付した記憶は無いと述べている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から49年3月まで
昭和37年7月に20歳で国民年金に加入し、当時は納付組織の集金によりA公民館で納付したが、年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和37年7月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、49年5月に払い出されており、これはB市が保有する国民年金被保険者名簿の資格取得に関する届出年月日と一致し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立人は、昭和41年12月に婚姻するまで、母親が申立人の保険料を納付していたと申立てているが、申立人が加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が明確ではなく、婚姻時における国民年金の被保険者種別変更手続についての記憶も無い。また、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

鳥取国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 9 月まで
昭和 50 年 5 月から国民年金に加入し、納付書により金融機関で納付してきており、年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 12 月の時点では、既に申立期間は時効により納付できないこととなっており、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人に事情を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確でなく、国民年金の加入状況が不明であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

香川国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月から61年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、3年間の未納期間があることが分かった。昭和58年4月に勤務先の病院を病気退職して約1か月間入院し、その後自宅で療養していたため、自分の代わりに夫が国民年金を払ってくれたと思う。夫は既に死亡しているため確認することはできないが、納付書により銀行で納付していたと聞いている。領収書も無いし、市役所に問い合わせても、「任意期間中なので納めなかったのではないか」と言われた。

しかし、それ以前の昭和42年9月から46年4月まで（強制加入期間）の国民年金保険料を納付しているため、申立期間が未納であるのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、その夫が手続をして納付書により銀行で納付していたと申し立てているが、申立期間は任意加入期間であり、社会保険庁の記録上、加入手続が行われていないことになっていれば、納付書が発行されることはなく、納付書により国民年金保険料を納付する機会もなかったものと考えられる。

また、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無い。

さらに、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、転勤により、昭和 47 年 2 月から 50 年 3 月まで海外に赴任していた。

年金の管理は妻が行っていたが、私の海外赴任中の国民年金保険料も、間違いなく納付したはずである。

なお、妻が死亡したこともあり、領収書等証拠となるものは何も残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その妻が納付したはずだと申し立てているが、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、納付を行ったとする申立人の妻についても、申立期間の一部に未納期間が存在する。

さらに、申立人から提出されたパスポートによれば、申立人は、昭和 47 年 2 月 19 日に海外に出国して、日本に住所を有しなくなったことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年12月30日まで

それまで勤めていたA店を、60歳になる直前に、通年雇用としては退職をした。その後、昭和63年4月から平成4年12月まで夏場の季節雇用として毎年勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。平成元年6月から2年1月まで給料が振り込まれている預金通帳と出勤日と残業時間が記載されている平成元年の手帳があるので、厚生年金保険被保険者の期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

預金通帳における給与振込記録及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間に、申立てに係る事業所に勤務していたことは認められるものの、給与明細等、保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間において、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間は老齢厚生年金が支給停止されておらず、全額支給されている。このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

富山厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月から同年 10 月まで
厚生年金被保険者加入期間について社会保険事務所に照会したところ、上記期間については記録上確認できないとされた。

しかし、当該期間は A 社に臨時工として勤務しており、毎月の給料から健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料等すべてが差し引かれていたと記憶している。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 26 年 3 月から同年 10 月まで A 社に臨時工として勤務していたことは、同社の社員名簿により確認できるが、同社及び申立人は、申立期間に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実は確認できない。

一方、A 社の保険カード（社員ごとに厚生年金保険、失業保険等の被保険者資格の取得・喪失状況を記録したもの）及び社会保険事務所の被保険者原票において、申立人の厚生年金被保険者資格取得年月日が昭和 27 年 3 月 6 日とされていることから、申立期間に係る保険料は控除されていないと推認される。

なお、A 社における当時の従業員の厚生年金被保険者資格取得の取扱いに係る社内規定については、当時の資料が保管されていないため確認できない。また、同社によると、申立期間当時は、6 か月程度の期間の勤務の臨時工であれば厚生年金保険への加入手続は行っていなかった旨の説明があった。

そのため、当時の臨時工約 760 名の中で、申立人が資格取得をした昭和 27 年 3 月に厚生年金被保険者資格を取得した社員 41 名のうち、社員名簿により勤務した期間が確認できた 7 名は、全員、申立期間において勤務し

ているが厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、申立人と同様の取扱いとなっている。

これら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月から 18 年 12 月までのうち 3 か月
私は、平成 17 年 1 月から 18 年 12 月までのうち 3 か月、A 市の B 工業株式会社の下請で、国土交通省の道路パトロールの仕事を請け負っていた C 工業(個人事業所。平成 18 年に廃業)という事業所に勤務していた。

この度、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、当該事業所の厚生年金保険加入者名簿の中に名前が見当たらなかったとの返答を得た。

当時、事業主から白く細長い、数字の書かれた紙を手渡されており、厚生年金保険に加入していなかったとされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

C 工業の給料計算等事務を受託していた税理士から提出のあった給料支払明細書(控)及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人が平成 17 年 1 月 25 日から同年 4 月 15 日まで、同社に勤務していた事実は認められるが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、同事業所の申立期間当時の事業主から、「申立人については試用期間中との認識であったため、厚生年金保険加入手続を行なわなかった」との証言がある。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 45 年 3 月まで

社会保険事務所において厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立てに係る事業所（以下、A社）で働いていた期間について、厚生年金保険に加入していた事実が無く国民年金に加入していた旨の回答をもらった。しかし、当時、国民年金保険料を自ら納めていた覚えはなく、給与から高額な保険料を控除されていた。同社に入社後、加入していた国民年金の手帳を、事業主の求めにより提出しており、事業主が厚生年金保険の加入手続をせずに、その手帳により国民年金保険料を納付していたと思うので、同社に勤務していた期間は、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚が、申立人は、申立期間において、店長として同社に勤務していたと証言しているが、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者期間では無い。

また、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことは、国民年金手帳に検認印があることや、社会保険庁の記録において国民年金保険料が納付済みであることから明らかであり、健康保険についても、申立人は、A社に入社後、事業主の求めに応じ、国民健康保険被保険者証を提出したが、その後返還され、申立期間も所持していたと記憶しているとしている。

さらに、当時のA社の給与計算事務担当者は、管理者で給与が高額であること等を理由に、厚生年金保険に加入しない者が複数名いたが、これらの未加入者から保険料を控除するようなことはなかったとしている。また、社会保険事務所の記録で

は、同社から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された事実を確認できなかった。

このほか、申立てに係る事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準報酬月額（15万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和17年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和49年10月21日から50年4月29日まで
② 昭和50年8月26日から52年6月1日まで

Aタクシー（①の期間）及びBハイヤー（②の期間）に勤務した期間に係る標準報酬月額（①8万円、②8万円及び6万8,000円）が、当時実際に受け取っていた給料（15万円）よりも低額であるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

Aタクシーから提出された、当時の賃金台帳に記載された昭和49年10月から50年4月までの申立人の厚生年金保険料をみると、申立人の主張する標準報酬月額が15万円ではなく8万円を基に算定されている。

また、申立人は、Bハイヤーに在職中の昭和51年6月10日から7月11日までの32日間について傷病手当金を受給しているが、この手当額は申立人の主張する標準報酬月額15万円ではなく8万円を基に算定されている。

さらに、この傷病手当金を受給した期間の給料が支給されないことから、昭和51年10月1日における定時決定の際に、標準報酬月額が9月までの8万円から6万8,000円に減額されても不自然ではない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、標準報酬月額（15万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月22日から同年6月まで

勤務期間及び事業所名を明確に思い出すことはできないが、下水道管の施設工事を行う事業所に現場管理者として勤務していた。当該事業所は公共事業の受注元であり、厚生年金保険に加入していたと思う。当該事業所での勤務期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が平成5年4月22日から同年6月までM事業所に勤務していたことについては、現存するM事業所保管の賃金台帳により確認される。しかし、当該賃金台帳では、申立人以外の従業員の賃金からは厚生年金保険料等が控除されているが、申立人の賃金からは、厚生年金保険料等は控除されていないことが確認できる。また、支払金額の横には受領印と支払日付けの記載があり、当該台帳を基に、賃金を直接本人に支払っていたと考えられる。

さらに、当該賃金台帳に記載されている申立人以外の従業員の賃金等の記載内容は社会保険庁の記録とほぼ合致することから、当該賃金台帳は当時の正確な記録であると判断できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。